

# 中小企業カーボンニュートラル推進支援補助金

## よくある質問

### 1 補助対象者について

#### 目次

- Q 1 - 1 補助対象者について教えてください。
- Q 1 - 2 事業所とは、どういったものですか？
- Q 1 - 3 市外に法人登記しているが市内に事業所を保有している場合、補助対象になりますか。
- Q 1 - 4 市内に法人登記しているが市外に事業所を保有している場合、補助対象になりますか。
- Q 1 - 5 開業したばかりで、設備更新を実施したいのですが補助対象になりますか。
- Q 1 - 6 数年前から市内で事業を行っているが、最近居抜きの事業所を購入しました。居抜きの事業所にある設備を更新したいのですが、補助対象になりますか。

#### Q 1 - 1 補助対象者について教えてください。

A 1 - 1 下記①～⑤の全て該当する中小企業者が補助対象者になります。

- ① 補助対象に係る事業所を碧南市内に有しており、**市内事業所に対する事業**であること。
- ② 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の内、愛知県信用保証協会が行う信用保証の対象となる業種に該当する事業を行う者であること。  
※ 農業や漁業のみを営む事業者の方、医療法人の方は補助金の対象になりません。
- ③ 市から補助金の交付の対象となる経費を補助の対象とする補助金の交付を受け、または受ける見込みがないこと。但し、償却資産新規取得補助金との併用は可能です。
- ④ 市税を完納していること。
- ⑤ 碧南市暴力団排除条例に規定する暴力団でないこと、もしくは暴力団員が役員でないこと、または暴力団員と密接な関係がないこと。

[目次に戻る▶▶](#)

**Q 1 - 2 事業所とは、こういったものですか？**

**A 1 - 2** 事業の用に供する事務所、店舗、工場等をいいます。なお、仮設又は臨時のものその他設置が恒久的でないものを除きます。

[目次に戻る▶▶](#)

**Q 1 - 3 市外に法人登記しているが市内に事業所を保有している場合、補助対象になりますか。**

**A 1 - 3** 市内の事業所に対する事業の場合は、対象になります。

[目次に戻る▶▶](#)

**Q 1 - 4 市内に法人登記しているが市外に事業所を保有している場合、補助対象になりますか。**

**A 1 - 4** 市内の事業所に対する事業が補助対象になるため、市外の事業所に対する事業は補助対象外になります。

[目次に戻る▶▶](#)

**Q 1 - 5 開業したばかりで、設備更新を実施したいのですが補助対象になりますか。**

**A 1 - 5** 省エネ診断を受けることができる中小企業者等が対象になります。

設備に対する補助を受けるには、事前に省エネ診断を受診し、その診断結果に導入提案のある設備が対象となります。

省エネ診断は、事業所のエネルギー使用量等を調査し、改善提案報告を受けるものです。開業したばかりでは、省エネ診断の基となるエネルギー使用量のデータが不十分で、診断ができない可能性があります。希望される診断機関にご確認ください。省エネ診断が可能な事業所に対する取り組みであれば補助対象となります。

また、導入した設備について、国等の補助金を申請している場合は市からの補助金を受けられる場合があります。

[目次に戻る▶▶](#)

**Q 1 - 6** 数年前から市内で事業を行っているが、最近居抜きの事業所を購入しました。居抜きの事業所にある設備を更新したいのですが、補助対象になりますか。

**A 1 - 6** 最近購入した事業所だと、省エネ診断の基となるエネルギー使用量のデータが不十分で、診断ができない可能性があります。希望される診断機関にご確認ください。省エネ診断が可能な事業所に対する取り組みであれば補助対象となります。

また、導入した設備について、国等の補助金を申請している場合は市からの補助金を受けられる場合があります。

[目次に戻る▶▶](#)